

【資料2】臨教審関連6法案反対行動を牽制する文部省通知

文教地第85号
昭和63年3月29日

各都道府県・指定都市
教育委員会教育長 殿

文部省教育助成局長
加戸守行

教職員の職務規律の確保について（通知）

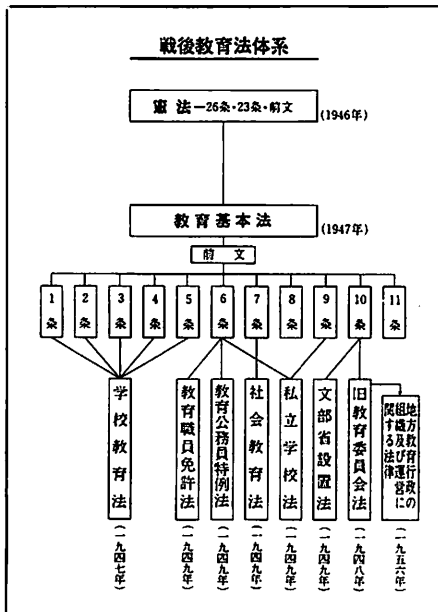
日本教職員組合は、本年2月1日から3日にかけて開催された第64回定期大会において、「教育臨調路線」と対決し、「初任者研修制度」、「教育職員免許法改悪」に反対するため、ストライキを含む全国統一闘争を組織し、不逞飯の決意でたたかう等と内容とする昭和62年度運動方針を決定し、その後3月24日に開催された第1117回中央委員会においても、臨教審関連6法案を阻止するため、国会等議の山場でストライキを含む全国統一闘争を組織してたたかう等とした当該の闘争方針を決定しています。また、昭和62年度運動方針においては、今年度から実施されている初任者研修の試行禁止のため、集会、デモ、署名・決闘などによる反対行動を行うこととしています。

いまでもなく、公立学校教職員は次代を担う国民の育成という極めて公共性の高い職業を担うものであり、公務員たる教職員が争議行為を行うことは、法律で厳に禁止されているところであります。また、公立学校の教育公務員については、他の地方公務員とは異なり、その職務と責任の特異性にかんがみ教育公務員特例法により政治的行為が公立学校の教育公務員と同様に制限されているところであり、国の機関又は公の機関において決定した政策の実施、例えば初任者研修の実施を妨害するために、示威運動や署名運動の企画・指導等を行うこと、そのような目的を有する文書、図画等を作成し、回覧に供すること等は政治的行為に該当するものとして禁止されているところであります。それにもかかわらず、国民からの厳しい批判を経直し、ストライキ等の違法行為を含む闘争を行おうとし、また、政治的行為の制限に違反するような反対行動を行おうとしていることは全く理解に苦しむところであり、誠に遺憾であります。

食糧におかれては、教職員が争議行為や政治的行為の制限に違反する違法な行為を行ったり、教育の政治的中立性を窺わしめる行為をすることにより、国民の学校教育に対する信頼を真摯な結果を招くことのないよう教職員の職務規律の確保に努められるようお願いいたします。

なお、貴管下市町村教育委員会に対しても、このことの周知徹底について遺憾のないようお取り計らい願います。

【資料1】戦後教育法体系



（「季刊教育法」67）

教 総 第 29 号
昭和63年4月15日

市町村（組合）教育委員会教育長殿
県立学校長 殿

新潟県教育委員会教育長
田中邦正

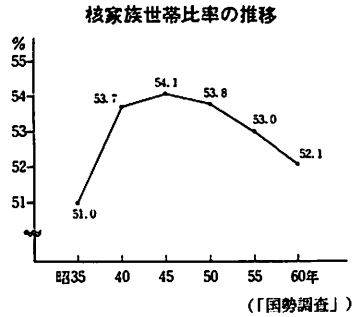
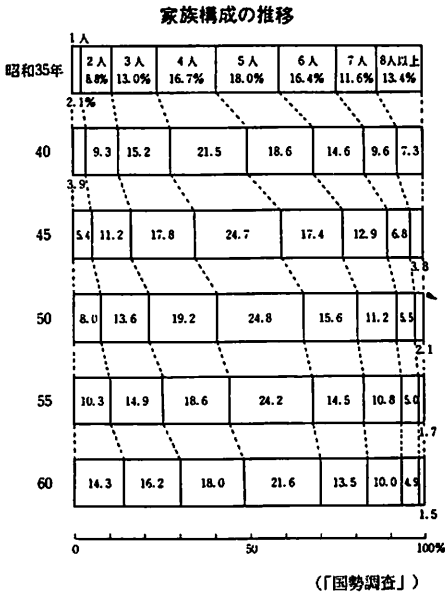
教職員の職務規律の確保について（通知）

このことについて、昭和63年3月29日付け文教地第85号をもって、別紙のとおり文部省教育助成局長から通知がありましたので、貴職におかれてもこの趣旨をご理解の上、教職員の職務規律の確保に努められるようお願いいたします。

なお、同通知は、公立学校の教育公務員の争議行為の禁止及び政治的行為の制限について注意を喚起したものであって、新たに制限を加えたものではないので、念のため申し添えます。

（県教委）

【資料3】 家族構成と留守家庭児童の実態

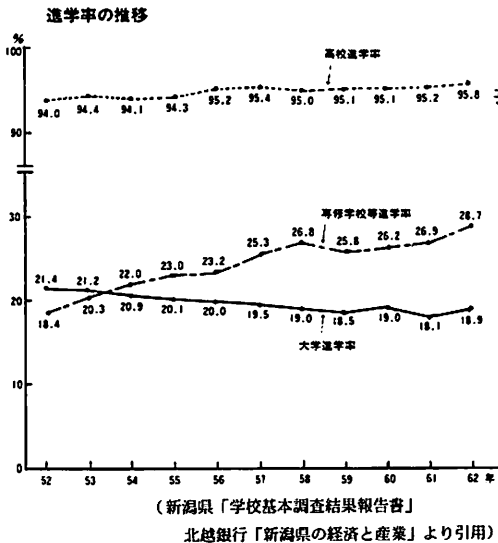


留守家庭児童の実態

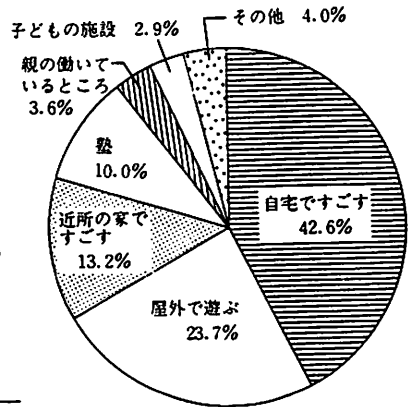
区分	調査項目	調査児童数	留守家庭児童数	割合
市計	1～3年	68,963	10,246	14.9
	4～6年	75,821	13,527	17.8
	計	144,784	23,773	16.4
郡計	1～3年	37,552	4,341	11.6
	4～6年	39,303	5,847	14.9
	計	76,855	10,188	13.3
県計	1～3年	106,515	14,587	13.7
	4～6年	115,124	19,374	16.8
	計	221,639	33,961	15.3

(「婦人青少年課」)

【資料4】 新潟県の進学率



留守家庭児童の下校後の生活状況



厚生省保育所徴収金額表標準例

(1987年)

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)		
階層区分	定 義	3歳児未満の場合	3歳児以上の場合	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	1,900	1,300	
C1	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の課税世帯であってその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	7,800	
C2		所得割の額が5,000円未満	8,850	
C3		所得割の額が5,000円以上	10,100	
D1	A階層及びB階層を除き、前年度分の所得税の額が次の区分に該当する世帯	3,000円未満	11,000	
D2		3,000円以上15,000円未満	12,950	
D3		15,000円以上30,000円未満	15,500	
D4		30,000円以上60,000円未満	20,800	保育単価(ただし、上限は18,250円)
D5		60,000円以上90,000円未満	27,400	保育単価(ただし、上限は24,850円)
D6		90,000円以上120,000円未満	34,350	保育単価(ただし、上限は31,800円)
D7		120,000円以上150,000円未満	42,400	保育単価(ただし、上限は38,650円)
D8		150,000円以上180,000円未満	47,550	保育単価(ただし、上限は45,000円)
D9		180,000円以上210,000円未満	51,050	保育単価

D10	A階層及びB階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	210,000円以上 240,000円未満	保育単価(ただし、上限は55,200円)	保 育 単 価
D11		240,000円以上 330,000円未満	保育単価(ただし、上限は57,750円)	
D12		330,000円以上	保 育 単 価	

厚生省保育所徴収金基準額表(精算基準)

(1987年)

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	
第2	第1階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	1,900	1,300	
第3	第1階層及び第5～第10階層を除き、前年度分の市町村民税の課税世帯であってその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	7,800	
第4		所得割の額のある世帯	9,450	
第5	第1階層及び第2階層を除き、前年度分の所得税の額が次の区分に該当する世帯	30,000円未満	13,230	
第6		30,000円以上90,000円未満	23,760	
第7		90,000円以上150,000円未満	38,010	
第8		150,000円以上210,000円未満	49,160	
第9		210,000円以上330,000円未満	保育単価(ただし、上限は56,880円)	
第10		330,000円以上	保 育 単 価	
第3			7,800	5,250
第4			9,450	6,910
第5			13,230	10,680
第6			23,760	保育単価(ただし、上限は21,210円)
第7		38,010	保育単価(ただし、上限は34,920円)	
第8		49,160	保育単価(ただし、上限は46,610円)	

(資料出所：厚生省「新にいがた」より引用)

【資料6】 新潟県の県立高等学校教員の年度別・教科別・男女別採用状況
(新潟県教育年報による)

教科	採用年度	男		女		受検者		採用年
		採用年	受検者	採用年	受検者	採用年	受検者	
理科	1987(昭62)	12/84	14%	8/72	11%	20/156	13%	採用年
	1986(昭61)	7/73	10%	3/59	5%	10/132	8%	採用年
	1985(昭60)	19/82	23%	8/63	10%	27/165	16%	採用年
	1987(昭62)	2/30	7%	0/11	0%	2/41	5%	採用年
	1986(昭61)	2/31	6%	0/10	0%	2/41	5%	採用年
	1985(昭60)	3/38	8%	0/12	0%	3/50	6%	採用年
	1987(昭62)	2/80	3%	0/11	0%	2/91	2%	採用年
	1986(昭61)	1/87	1%	1/12	8%	2/99	2%	採用年
	1985(昭60)	8/107	7%	2/15	13%	10/122	8%	採用年
歴史	1987(昭62)	4/113	4%	0/25	0%	4/138	3%	採用年
	1986(昭61)	3/108	3%	0/35	0%	3/143	2%	採用年
	1985(昭60)	13/123	11%	1/22	5%	14/145	10%	採用年
	1987(昭62)	4/43	9%	0/6	0%	4/49	8%	採用年
	1986(昭61)	1/44	2%	0/3	0%	1/47	2%	採用年
	1985(昭60)	9/54	17%	0/4	0%	9/58	16%	採用年
	1987(昭62)	33/81	41%	6/14	43%	39/95	41%	採用年
	1986(昭61)	16/76	21%	2/8	25%	18/84	21%	採用年
	1985(昭60)	29/117	25%	1/19	11%	30/126	24%	採用年
数学	1987(昭62)	8/38	21%	0/0	-	8/38	21%	採用年
	1986(昭61)	3/43	7%	0/1	0%	3/44	7%	採用年
	1985(昭60)	5/57	9%	0/3	0%	5/60	8%	採用年
	1987(昭62)	6/33	18%	0/6	0%	6/39	15%	採用年
	1986(昭61)	3/21	14%	0/9	0%	3/30	10%	採用年
	1985(昭60)	9/41	22%	2/10	20%	11/51	22%	採用年
生物	1987(昭62)	4/41	10%	1/14	7%	5/55	9%	採用年
	1986(昭61)	2/39	5%	0/15	0%	2/54	4%	採用年
	1985(昭60)	8/55	15%	1/13	8%	9/68	13%	採用年
国語	1985年度以降採用は続かず(1984年度受検者別5名、採用者別3名)							
英語	1987(昭62)	8/85	9%	0/5	0%	8/90	9%	採用年
	1986(昭61)	3/97	3%	0/7	0%	3/104	3%	採用年
	1985(昭60)	15/134	11%	0/9	0%	5/143	10%	採用年

教科	採用年度	男		女		計	
		採用年	受検者	採用年	受検者	採用年	受検者
英語	1987(昭62)	9/79	11%	8/58	14%	17/137	12%
	1986(昭61)	6/66	9%	5/40	13%	11/106	10%
	1985(昭60)	19/100	19%	11/80	14%	30/180	17%
数学	1987(昭62)	0/0	-	4/17	24%	4/17	24%
歴史	1985、1986年度は採用は続かず						
	1987(昭62)	6/27	22%	0/0	-	6/27	22%
	1986(昭61)	1/19	5%	0/0	-	1/19	5%
	1985(昭60)	3/18	17%	0/1	0%	3/19	16%
理科	1985、1987年度は採用は続かず						
	1986(昭61)	1/4	25%	0/0	-	1/4	25%
	1987(昭62)	19/28	68%	0/0	-	19/28	68%
	1986(昭61)	5/9	56%	0/0	-	5/9	56%
	1985(昭60)	9/17	53%	0/0	-	9/17	53%
地理	1987(昭62)	8/12	67%	1/1	100%	9/13	69%
	1986(昭61)	8/17	47%	0/0	-	8/17	47%
	1985(昭60)	5/14	36%	0/0	-	5/14	36%
国語	1987(昭62)	3/6	50%	0/0	0%	3/7	43%
	1986(昭61)	採用は続かず					
英語	1985(昭60)	3/8	38%	0/0	-	3/8	38%
数学	1985、1987年度は採用は続かず						
	1986(昭61)	3/15	20%	0/0	-	3/15	20%
	1987(昭62)	13/44	30%	3/6	50%	16/50	32%
	1986(昭61)	8/54	15%	1/9	11%	9/63	14%
	1985(昭60)	6/15	40%	0/0	-	6/15	40%

※以上のほか水産(1987年男4名)、看護(1987年女1名)、建築(1984年男2名)、デザイン(1984年女1名)で採用のあった年がある。

「字種」連続第9回の第3表(P82)に下記の1976年度のデータが欠落してしまっていたので補正します。

中学校の採用状況(1976年度)			
	男	女	総合計
1976年度	35/285(12.3%)	33/246(13.4%)	68/531(12.8%)